

令和 5 年 度

定例監査の結果報告書

匝 瑳 市 監 査 委 員

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 学校教育課（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

また、重点的取組として、委託料の契約事務のうち、契約の方法が随意契約による場合について、その内容が適切であるか検証した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、課長及び担当職員から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 学校教育課の概要

(1) 所管事務

総務班	
<ul style="list-style-type: none">・教育委員会の会議に関する事。・請願及び陳情に関する事。・教育委員及び教育長の秘書に関する事。・公印の管守に関する事。・儀式及び顕彰に関する事。・教育委員会規則及び訓令の制定改廃その他法規事務に関する事。・公告式に関する事。・教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。・課長会議に関する事。・教育行政諸施策の総括及び各課の事務分掌の連絡調整に関する事。・文書の受領、配布、発送、保存及び廃棄に関する事。・専用自動車の管理に関する事。・職員(県費負担教職員を除く。)の任用、服務及び分限懲戒に関する事。	<ul style="list-style-type: none">・職員(学校職員を除く。)の研修に関する事。・教育行政の相談に関する事。・学校施設の管理に関する事。・学校の配置及び廃止に関する事。・学校施設(学校体育施設開放を除く。)の目的外使用に関する事。・学校の備品購入(教材備品を除く。)に関する事。・学校の予算配当に関する事。・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。・附属機関の委員の委嘱及び任命に関する事。・学校教育問題懇談会に関する事。・大綱の策定に関する事。・総合教育会議に関する事。・課の庶務に関する事。・前各号に掲げるもののほか、他課の所管に属さないこと。

指導班	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に関すること。 ・学習指導に関すること。 ・生徒指導に関すること。 ・長期欠席・不登校対策に関すること。 ・学校、警察及び関係機関の連携に関すること。 ・学校職員の研修に関すること。 ・就学指導及び教育支援委員会に関すること。 ・幼児教育における研修に関すること。 ・国際理解教育に関すること。 ・特別支援教育に関すること。 ・人権教育に関すること。 ・健康教育に関すること。 ・情報教育に関すること。 ・学校の安全教育に関すること。 ・サタデースクールに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談に関すること。 ・進路指導に関すること。 ・学校訪問に関すること。 ・教科書の選定等に関すること。 ・研究指定校に関すること。 ・児童生徒の大会及び発表会に関すること。 ・副読本の作成及び調査研究に関すること。 ・スクールカウンセラーとの連絡調整に関すること。 ・スクールソーシャルワーカーとの連絡調整に関すること。 ・学校非常勤講師の活用に関すること。 ・放課後児童クラブに関すること。 ・放課後子ども教室に関すること。 ・指導センターに関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導に関すること。
学務班	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の通学区域の設定及び変更に関すること。 ・児童及び生徒の就学に関すること。 ・学校の組織編制及び学級編制に関すること。 ・学齢簿の調整及び保管に関すること。 ・児童生徒の安全対策に関すること。 ・学校職員の任免その他進退に関する内申及び服務に関すること。 ・学校職員の叙位、叙勲等の内申に関すること。 ・教科書の給付及び教材備品の整備に関すること。 ・市立幼稚園（施設の管理並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条及び第30条の5に規定する認定を除く。）に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準要保護者の認定及び就学奨励費に関すること。 ・育英資金の貸付けに関すること。 ・学校保健及び健診に関すること。 ・学校保健会に関すること。 ・学校結核対策委員会に関すること。 ・学校教育における調査及び統計に関すること。 ・学校非常勤講師の任用に関すること。 ・学校支援ボランティア活動の推進に関すること。 ・学校給食センターとの連絡に関すること。 ・日本スポーツ振興センター災害共済に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、学校管理事務一般に関すること。
教育施設整備室	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設(用地を含む。)その他の教育委員会の管理に係る施設（以降「教育施設」という。）の整備及び建築に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の維持管理に関すること。 ・教育施設整備計画に関すること。 ・学校施設台帳の整備及び保管に関すること。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

課長（教育施設整備室長兼務）

- └ 総務班 3名
- └ 指導班 12名（うち会計年度任用職員3名、外国語指導助手3名）
- └ 学務班 6名（うち会計年度任用職員2名）
- └ 教育施設整備室一職員1名（会計年度任用職員）

(3) 予算の執行状況（令和5年12月31日現在）

① 総務班

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
使用料及び手数料	90,000	91,690	91,690	0	101.88	100.00
財産収入	0	640,000	640,000	0	0.00	100.00
寄附金	1,000	100,000	100,000	0	10,000.00	100.00
諸収入	2,073,000	10,275,084	10,275,084	0	495.66	100.00
合計	2,164,000	11,106,774	11,106,774	0	513.25	100.00

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
教育委員会事務費	2,217,000	1,584,893	1,584,893	632,107	71.49
総務事務局費	2,657,000	1,632,836	1,556,194	1,024,164	61.45
小学校施設維持管理費	68,388,000	48,159,987	34,051,089	20,228,013	70.42
小学校施設整備事業	3,417,000	2,062,092	0	1,354,908	60.35
スクールバス運行事業	19,146,000	16,582,826	11,865,201	2,563,174	86.61
中学校施設維持管理費	33,840,000	17,330,774	13,861,801	16,509,226	51.21
中学校施設整備事業	27,500,000	17,075,198	1,425,600	10,424,802	62.09
幼稚園管理費	6,656,000	3,170,416	2,155,618	3,485,584	47.63
合計	163,821,000	107,599,022	66,500,396	56,221,978	65.68

② 指導班

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
国庫支出金	896,000	761,000	0	761,000	0.00	0.00
県支出金	6,022,000	4,375,000	70,000	4,305,000	1.16	1.60
諸収入	36,759,000	18,850,000	17,347,000	1,503,000	47.19	92.03
合計	43,677,000	23,986,000	17,417,000	6,569,000	39.88	72.61

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
指導事務局費	4,348,000	2,467,336	2,467,336	1,880,664	56.75
子どもサポート事業	20,000	14,318	14,318	5,682	71.59
外国青年招致事業	3,187,000	2,227,030	1,901,710	959,970	69.88
放課後児童クラブ育成事業	13,584,000	7,216,400	6,866,814	6,367,600	53.12
放課後子ども教室推進事業	1,007,000	522,471	477,597	484,529	51.88
サタデースクール事業	180,000	139,014	139,014	40,986	77.23
職員研修事業	326,000	279,167	279,167	46,833	85.63
教科別研究事業	2,350,000	1,910,364	1,851,844	439,636	81.29
スクールソーシャルワーカー設置事業	36,000	21,594	21,594	14,406	59.98
外国語教育推進事業	30,000	28,520	28,520	1,480	95.07
児童教育活動費	893,292	893,292	810,000	0	100.00
生徒教育活動費	802,000	740,442	740,442	61,558	92.32
合計	26,763,292	16,459,948	15,598,356	10,303,344	61.50

③ 学務班

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
分担金及び負担金	928,000	919,200	919,200	0	99.05	100.00
使用料及び手数料	15,000	17,400	13,800	3,600	92.00	79.31
国庫支出金	6,555,000	3,974,000	0	3,974,000	0.00	0.00
財産収入	3,000	1,780	1,780	0	59.33	100.00
諸収入	377,000	6,290	6,290	0	1.67	100.00
合計	7,878,000	4,918,670	941,070	3,977,600	11.95	19.13

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
基金繰出金	3,000	1,780	1,780	1,220	59.33
学校支援ボランティア事業	204,000	53,720	53,720	150,280	26.33
学務事務局費	8,462,000	1,142,056	1,042,506	7,319,944	13.50
補助教員配置事業	27,000	8,851	7,736	18,149	32.78
小学校費					
小学校管理費	7,095,000	3,502,016	3,157,490	3,592,984	49.36
市外小中学校等在籍者臨時給付金給付事業	206,000	0	0	206,000	0.00
小学校教育振興費	3,700,708	3,306,093	2,976,291	394,615	89.34
特別支援教育就学奨励費	5,376,000	0	0	5,376,000	0.00
要保護及び準要保護援助費	15,999,000	6,777,562	5,973,632	9,221,438	42.36
校務支援システム活用事業	13,041,000	9,454,587	7,536,186	3,586,413	72.50
学習用パソコン活用事業	10,686,000	10,425,970	415,800	260,030	97.57
校務用パソコン活用事業	6,082,000	4,973,607	1,115,352	1,108,393	81.78
公衆無線LAN環境推進事業	669,000	515,680	266,420	153,320	77.08
中学校費					
中学校管理費	3,413,000	1,914,782	1,879,015	1,498,218	56.10
市外小中学校等在籍者臨時給付金給付事業	421,000	0	0	421,000	0.00
中学校教育振興費	2,294,000	1,786,304	1,786,304	507,696	77.87
特別支援教育就学奨励費	4,520,000	0	0	4,520,000	0.00
要保護及び準要保護援助費	10,341,000	6,416,225	5,494,675	3,924,775	62.05
校務支援システム活用事業	3,886,000	2,836,373	2,260,854	1,049,627	72.99
学習用パソコン活用事業	3,220,000	3,127,790	124,740	92,210	97.14
校務用パソコン活用事業	2,552,000	1,822,672	297,048	729,328	71.42
公衆無線LAN環境推進事業	149,000	116,160	55,440	32,840	77.96
幼稚園費					
無償化給付事業	498,000	0	0	498,000	0.00
合計	102,844,708	58,182,228	34,444,989	44,662,480	56.57

④ 幼稚園・小中学校

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
平和小学校管理費・教育振興費	2,567,000	1,991,493	1,991,493	575,507	77.58
椿海小学校管理費・教育振興費	2,805,000	1,491,655	1,491,655	1,313,345	53.18
八日市場小学校管理費・教育振興費	3,918,000	2,495,916	2,474,977	1,422,084	63.70
豊栄小学校管理費・教育振興費	2,670,000	1,958,315	1,958,315	711,685	73.35
須賀小学校管理費・教育振興費	2,644,000	1,596,585	1,564,685	1,047,415	60.39
共興小学校管理費・教育振興費	1,784,000	1,317,030	1,317,030	466,970	73.82
吉田小学校管理費・教育振興費	1,623,000	1,178,042	1,178,042	444,958	72.58
豊和小学校管理費・教育振興費	1,749,000	1,570,623	1,570,623	178,377	89.80
栄小学校管理費・教育振興費	2,382,000	1,680,607	1,566,407	701,393	70.55
野田小学校管理費・教育振興費	2,938,000	1,938,941	1,938,941	999,059	66.00
小学校計	25,080,000	17,219,207	17,052,168	7,860,793	68.66
八日市場第一中学校管理費・教育振興費	4,096,000	3,300,825	3,300,825	795,175	80.59
八日市場第二中学校管理費・教育振興費	4,496,000	3,164,498	2,694,218	1,331,502	70.38
野栄中学校管理費・教育振興費	3,126,000	1,283,193	1,262,953	1,842,807	41.05
中学校計	11,718,000	7,748,516	7,257,996	3,969,484	66.12
八日市場幼稚園管理費	890,000	450,167	450,167	439,833	50.58
幼稚園計	890,000	450,167	450,167	439,833	50.58
合計	37,688,000	25,417,890	24,760,331	12,270,110	67.44

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 学校給食センター（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

また、重点的取組として、委託料の契約事務のうち、契約の方法が随意契約による場合について、その内容が適切であるか検証した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、所長及び担当職員から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 学校給食センターの概要

(1) 所管事務

給食班	
<ul style="list-style-type: none">・ 学校給食センター運営委員会に関すること。・ 施設、設備等の維持管理に関すること。・ 給食費に関すること。・ 所掌予算の経理に関すること。・ 文書の收受、発送及び保管に関すること。・ 職員の服務に関すること。・ 栄養及び献立作成に関すること。・ 賄材料の発注及び検収に関すること。・ 調理業務に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・ 給食の配送に関すること。・ 給食器具等の整備に関すること。・ 食育に関すること。・ 学校給食基本調査その他調査に関すること。・ 学校給食センター研究会に関すること。・ 前各号に掲げるもののほか、給食センターの管理及び運営に関すること。・ 学校給食センターの庶務に関すること。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

所長一給食班4名（うち会計年度任用職員1名）

ほか栄養教諭2名（千葉県職員）

(3) 予算の執行状況（令和5年12月31日現在）

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
分担金及び負担金	86,100,000	135,386,170	50,985,600	84,400,570	59.22	37.66
県支出金	4,703,000	0	0	0	0.00	0.00
諸収入	13,079,000	7,391,758	6,959,788	431,970	53.21	94.16
合計	103,882,000	142,777,928	57,945,388	84,832,540	55.78	40.58

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
学校給食センター管理費	346,981,000	255,653,689	213,664,795	91,327,311	73.68

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 公民館（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

また、重点的取組として、委託料の契約事務のうち、契約の方法が随意契約による場合について、その内容が適切であるか検証した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、館長から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 公民館の概要

(1) 所管事務

管理班	
<ul style="list-style-type: none">・ 公民館の施設及び備品の管理並びに利用許可に関する事。・ 郷土資料等の収集、保存及び利用に関する事。・ 公民館運営審議会委員の委嘱及びその会議に関する事。・ 公印の管守に関する事。・ 所掌予算の経理に関する事。・ 文書の收受、発送及び保管に関する事。	<ul style="list-style-type: none">・ 調査、統計及び広報に関する事。・ 公民館主催事業の立案及び運営に関する事。・ 自主的団体(サークル)の活動の推進に関する事。・ 教育文化事業への協力に関する事。・ 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理及び運営に関する事。・ 館の庶務に関する事。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

館長（管理班統括・図書館長兼務）—管理班5名（会計年度任用職員）

(3) 予算の執行状況 (令和5年12月31日現在)

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
使用料及び手数料	653,000	464,045	461,525	2,520	70.68	99.46
諸収入	183,000	78,471	78,471	0	42.88	100.00
合計	836,000	542,516	539,996	2,520	64.59	99.54

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
公民館管理費	2,908,000	1,934,555	1,805,536	973,445	66.53
公民館まつり開催事業	240,000	240,000	240,000	0	100.00
高齢者教室開催事業	409,000	288,910	288,910	120,090	70.64
公民館講座開催事業	986,000	770,711	770,711	215,289	78.17
合計	4,543,000	3,234,176	3,105,157	1,308,824	71.19

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 図書館（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

また、重点的取組として、委託料の契約事務のうち、契約の方法が随意契約による場合について、その内容が適切であるか検証した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、館長及び担当職員から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 図書館の概要

(1) 所管事務

管理班	
<ul style="list-style-type: none">・ 図書館の管理及び運営に関すること。・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。・ 図書館協議会に関すること。・ 公印の管守に関すること。・ 市史に関すること。・ 所掌予算の経理に関すること。・ 文書の收受、発送及び保管に関すること。・ 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。・ 図書館資料の収集に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・ 図書館資料の分類、整理、保存及び処分に関すること。・ 広報及び統計に関すること。・ 読書相談に関すること。・ 図書館資料の紹介に関すること。・ 読書会、鑑賞会、研究会、展示会等の主催及び奨励に関すること。・ 館の庶務に関すること。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

館長（公民館長兼務）—管理班15名（うち会計年度任用職員11名）

(3) 予算の執行状況（令和5年12月31日現在）

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
使用料及び手数料	1,000	7,210	7,210	0	721.00	100.00
諸収入	60,000	57,630	56,230	1,400	93.72	97.57
合計	61,000	64,840	63,440	1,400	104.00	97.84

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
図書館管理費	11,965,000	9,660,771	7,145,039	2,304,229	80.74
読書普及促進事業	14,380,000	11,031,075	8,226,678	3,348,925	76.71
施設維持管理費	34,698,800	23,740,196	17,052,507	10,958,604	68.42
合計	61,043,800	44,432,042	32,424,224	16,611,758	72.79

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 生涯学習課（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

また、重点的取組として、委託料の契約事務のうち、契約の方法が随意契約による場合について、その内容が適切であるか検証した。

第5 監査の実施内容

匠瑤市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、課長及び担当職員から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 生涯学習課の概要

(1) 所管事務

スポーツ振興班	
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ推進審議会に関すること。・スポーツ推進委員に関すること。・スポーツ活動の奨励、指導及び助言に関すること。・社会体育関係団体の指導及び育成に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・学校体育施設の開放に関すること。・社会体育施設に関すること。・前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。・課の庶務に関すること。
生涯学習室	
生涯学習班	
<ul style="list-style-type: none">・社会教育委員、文化財審議会委員、社会教育指導員及び家庭教育指導員に関すること。・生涯学習の奨励及び普及に関すること。・社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。・文化財の調査及び保護に関すること。・芸術文化の振興に関すること。・視聴覚教育に関すること。・公民館及び図書館の連絡調整に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習の推進組織及び関係機関、団体との連絡調整に関すること。・青少年の健全育成に関すること。・前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。・匠瑤市生涯学習センターに関すること。・匠瑤市野栄福祉センターの管理に関すること。・室の庶務に関すること。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

課長—スポーツ振興班21名（うち会計年度任用職員17名）

└生涯学習室長—生涯学習班14名（うち会計年度任用職員11名）

(3) 予算の執行状況（令和5年12月31日現在）

① スポーツ振興班

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
使用料及び手数料	11,876,000	6,763,572	6,705,982	57,590	56.47	99.15
財産収入	3,000	540	540	0	18.00	100.00
諸収入	16,748,000	459,214	437,214	22,000	2.61	95.21
合計	28,627,000	7,223,326	7,143,736	79,590	24.95	98.90

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
保健体育総務事務費	1,438,000	430,948	420,948	1,007,052	29.97
スポーツ健康推進事業	2,236,000	1,838,226	1,725,166	397,774	82.21
保健体育団体育成事業	4,370,000	4,370,000	4,370,000	0	100.00
保健体育施設管理費	2,530,000	2,049,744	1,593,144	480,256	81.02
ドーム管理費	32,611,000	23,776,249	14,787,944	8,834,751	72.91
アリーナ管理費	25,025,000	16,833,366	11,780,661	8,191,634	67.27
パークゴルフ場管理費	11,108,000	8,918,774	7,596,353	2,189,226	80.29
市営グラウンドテニスコート改修事業	29,700,000	25,168,000	0	4,532,000	84.74
合計	109,018,000	83,385,307	42,274,216	25,632,693	76.49

② 生涯学習班

単位：円、%

歳入科目	予算現額 a	調定額 b	収入済額 c	収入未済額 b-c	対予算 収入率 c/a	対調定 収入率 c/b
使用料及び手数料	361,000	228,395	227,795	600	63.10	99.74
県支出金	385,000	373,000	373,000	0	96.88	100.00
寄附金	200,000	200,000	200,000	0	100.00	100.00
諸収入	66,000	63,552	57,881	5,671	87.70	91.08
合計	1,012,000	864,947	858,676	6,271	84.85	99.27

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
社会教育総務事務費	2,306,000	1,556,749	1,542,537	749,251	67.51
社会教育団体育成事業	1,511,000	1,465,000	1,465,000	46,000	96.96
ふるさと自然散策道管理事業	381,000	223,928	145,392	157,072	58.77
フロンティア学寮事業	262,000	185,010	185,010	76,990	70.61
二十歳のつどい委託事業	450,000	450,000	450,000	0	100.00
文化財保護活用事業	2,660,000	2,222,169	1,512,089	437,831	83.54
青少年体験活動推進事業	94,000	88,000	88,000	6,000	93.62
青少年健康推進事業	40,000	32,878	32,878	7,122	82.20
家庭教育力活性化支援事業（家庭教育学級）	839,000	796,000	796,000	43,000	94.87
生涯学習講座開催事業	489,000	399,000	326,000	90,000	81.60
生涯学習センター管理費	10,410,000	6,380,830	5,319,598	4,029,170	61.30
福祉センター管理費	1,345,000	1,075,559	830,775	269,441	79.97
合計	20,787,000	14,875,123	12,693,279	5,911,877	71.56

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による定例監査

第2 監査の対象 監査委員事務局（令和5年12月31日現在）

第3 監査の実施期日 令和6年2月26日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的に行われているか、併せて事務事業の執行が経済性及び有効性の観点から、合理的かつ効率的に行われているか、また、法令の定めるところに従って適正に行われているかに着眼した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、事務局長から説明聴取を実施し質疑、資料等の検査を行った。

第6 監査の結果

財務事務及び事務事業の執行は、おおむね適正であると認められた。

第7 監査委員事務局の概要

(1) 所管事務

監査委員事務局	
・公印の管守に関する事 ・文書の收受、発送及び保存に関する事 ・監査、審査、検査等に関する事 ・事務局職員の人事及び服務に関する事	・所掌事務に係る予算の調整及び執行に関する事。 （事務局長及び事務局職員の給与に関する事を除く。） ・前各号に掲げるもののほか、監査事務に関する事。

(2) 職員配置状況（令和5年12月31日現在）

事務局長一職員1名

(3) 予算の執行状況（令和5年12月31日現在）

単位：円、%

歳出科目	予算現額 a	支出負担行為額 b	支出済額	予算残額 a-b	執行率 b/a
監査事務費	1,071,000	761,162	758,588	309,838	71.07